

【 第2回中標津町自治推進会議報告 】

日時：平成24年11月9日（金）19：00～21：15

場所：中標津町役場 3階 301号会議室

出席者：19名（中標津町自治推進会議委員7名、担当部長5名、ファシリテーター1名（東田）、
アドバイザー2名（酒井・平岡）、事務局4名）

<会議次第>

- 1 開 会
- 2 主催者挨拶
- 3 会長挨拶
- 4 議 題<進行：東田ファシリテーター>
 - （1）会議のルール確認について
（説明：東田ファシリテーター）
 - （2）施策評価グループ討議
進め方について
（説明：東田ファシリテーター）
 - （3）グループ討議まとめ
発表
アドバイザー講評
 - （4）今後のスケジュール
（説明：阿部係長）
 - （5）その他
- 5 閉会挨拶
- 6 閉 会

<配布資料>

- 質問集約シート（省略）
- グループ別意見集約シート（省略）

<会議結果報告>

[部長挨拶]

- 1 開会
- 2 主催者挨拶：宮川総務部長
- 3 会長挨拶：西根会長



4 議題＜進行：東田ファシリテーター＞

[ファシリテーター説明]

(1) 会議のルール確認について

⇒ 東田ファシリテーターより説明

(資料1 P5～P6)

(2) 施策評価グループ討議

進め方

⇒ 東田ファシリテーターより説明



- ①質問と回答のシートは、整理済み。説明はしない。
- ②意見シートは、A・Bグループごとに整理済み。
- ③A・Bグループで進めながら、質問と回答、意見シートを順に参考にしてください。
- ④書記役は、A・Bともに事務局が行う。
- ⑤意見の一本化は、必要がない。いろいろな意見がほしい。視点・指標・まとめ方等。
- ⑥二次評価をした各部長から参考意見を聞いてもらう。
- ⑦20時で進行状況を確認。(進め方の意見に進めるか。)
- ⑧20時30分で今日は終了とする。発表者を決める。進め方の意見をもらいたい。
- ⑨完全終了。グループ発表し、アドバイザーから参考意見をもらう。
- ⑩終了しなければ、グループごとに次回グループ討議の日程調整を行う。

施策評価協議（Bグループについては、302号室へ移動）

(資料2 P7)

(3) グループ討議のまとめ

Aグループ（第1章・第2章・第6章）

⇒ 鎌田委員より発表

Bグループ（第3章・第4章・第5章）

⇒ 阿部事務局より発表

アドバイザー講評

⇒ 酒井アドバイザーより意見

[会議風景]



- ①評価調書がわかりづらい
- ②文章が丁寧でない
- ③データの出し方を検討する必要がある
データの種類、表し方など理解できるデータとして文章化する
- ④周辺市町村とのかかわりをどう評価するか
- ⑤市街地と農村部との違いがあり、統一した評価が難しい
- ⑥行政に対する評価だけでなく、住民自身も評価されることになる。
- ⑦細かな施策に対する評価は難しい。

⇒ 平岡アドバイザーより意見

- ①評価を行うことで、行政の仕事について知ることができた
- ②評価調書の改善が必要＝目標・成果指標の妥当性の検証
個別指標ではなく、大きな指標・目標
データは総合的に分かりやすく
- ③住民参加で何を評価するのか＝細かい事業ではなく、大きな視点
改善のためにはどのような取り組みを行っていくのか
- ④役場の取り組みについて評価することによって地域でどのようなことができるのか
- ⑤住民参加による評価を実施すること自体が大事
評価のあり方を考え直していく
まちづくり全体の課題を共有する

【検討状況】

自治推進会議委員と行政改革推進本部員が施策評価について、検討を行いました。

- ・Aグループは、町民生活部長、教育部長、病院事務長が加わり、第1章のみ、Bグループも総務部長、建設水道部長が加わり（経済部長公務により欠席）、第3章のみで時間終了。
- ・グループごとに残りの検討を行うこととなりました。
- ・Aグループは、11月16日（金）に、Bグループは、11月12日（月）にそれぞれ開催することとなりました。
- ・今後の予定について。グループ討議結果を取りまとめ次第、各委員へ送付します。全体会議を開催するかどうかについては、検討します。
- ・進め方等についての意見は、別途意見をいただくこととしました。

[グループ討議風景]



[グループ討議風景]



[アドバイザー講評]



[アドバイザー講評]



(4) 今後のスケジュールについて

⇒ 阿部係長より説明

([資料3 P8](#))

(5) その他

次回の自治推進会議専門部会会議の日程は、下記のとおり予定しております。

- Bグループ 平成24年11月12日(月) 役場302号会議室
- Aグループ 平成24年11月16日(金) 役場302号会議室

5 閉会挨拶：小野副会長

6 閉 会

「自治推進会議のルール」

前文

中標津町自治基本条例（平成 24 年条例第 1 号）に基づき、幅広く町民の意思を反映させるため、中標津町の町民が集い、基本理念や基本原則に関する想いや願いを語りあう意見、提言の場として、中標津町自治推進会議（以下「会議」という。）を設置します。

会議においては、自由闊達な発言や新たな発想を最大限に尊重し、それぞれの立場を保障するために、次のとおり「自治推進会議のルール」を定めます。

1. 活動のルール

- （1－1）会議は、委員の主体的な参加と自主的な運営により実施する。
- （1－2）会議においては、お互いの職務・肩書きなどを離れて、自由な活動と発言を行なう。
- （1－3）会議では、委員それぞれが立場を越えて「中標津町自治基本条例」について考え、議論する場とし、その結果を町長に提言する。
- （1－4）会議においては、政治・宗教・営利活動等を一切行わない。
- （1－5）会議は、概ね年に 4 回開催することとし、必要に応じて会議回数を増やすことができる。又、いくつかのグループに分かれて討議を行なうことができる。
- （1－6）会議に欠席又は遅刻する場合、会議開催日の前日までに、事務局へ連絡する。

2. 発言のルール

- （2－1）会議の開催にあたっては、議題を明示し、発言が偏らないよう公平な運営に配慮する。
- （2－2）発言は、簡潔に、わかりやすく発言し、他の発言者の話を遮るような発言は慎み、円滑な会議進行に努める。
- （2－3）発言は、属する特定の地域、団体や組織の利害に関する発言などに偏らないようにする。
- （2－4）発言は、特定の人や団体を誹謗中傷するようなことはしない。
- （2－5）発言において、属する団体や組織としての責任を負うことはない。
- （2－6）欠席者は、文書で発言することができる（事務局へ提出）。

3. 意見集約のルール

- （3－1）会議での合意形成は、出席メンバー全員一致を原則とする。やむを得ない場合は、出席メンバーの半数以上の賛成でその結論とすることができる。また、必要な場合は、少数意見を併記する。
- （3－2）意見を集約するだけでなく、結論に至る経緯や過程を重視するとともに、少数意見を尊重し、参考意見を添付することができる。

4. 会議公開のルール

- （4－1）会議は公開を原則とする。

- (4-2) 会議の日程は、決まり次第、町ホームページ、まちづくり情報コーナー、総合文化会館、計根別支所で公表する。
- (4-3) 傍聴の許可は、会場の都合等を考慮して行うとともに、個人情報の保護の観点から許可しないこともできる。
- (4-4) 傍聴人は、傍聴人名簿に記載する。
- (4-5) 傍聴人は、会議において発言することができない。
- (4-6) 会議の写真及びビデオ撮影、録音については事務局の許可を必要とする。
- (4-7) 会議概要の閲覧は、町ホームページ、まちづくり情報コーナー、総合文化会館、計根別支所、企画課で行うことができる。

5. 行政・関連機関との調整のルール

- (5-1) 会議の協議に必要となる資料の提示や説明、又は関連機関へ調査等を依頼する場合には、事務局に依頼する。

6. 個人情報の保護のルール

- (6-1) 会議の参加者（委員、傍聴人、ファシリテーター、中標津町の職員、その他の参加者）は、個人情報の保護の重要性を十分認識し、他人の利益を害することがないように努めなければならない。

7. ファシリテーター、座長の設置

- (7-1) ファシリテーターは、会議の間では公平な立場に立ち、発言の促進や話の流れの整理を行なうなど、会議の合意形成や相互理解を支援する。
- (7-2) 座長は、グループに分かれて行なう会議の場合、その都度任命し、その運営を、円滑に進めるよう努める。

8. その他

- (8-1) 「自治推進会議のルール」は、委員総員の2／3以上の賛成をもって改正することができる。
- (8-2) 「自治推進会議のルール」に定めのない事項は、会議において協議して定めるものとする。
- (8-3) 「自治推進会議」の内容について、所属する組織、団体等に情報提供することは、拒まないものとする。

会議を傍聴される方へ

会議を傍聴される方につきましても、上記のルールをお守りいただきますので、よろしくご協力の程お願いいたします。

中標津町自治推進会議委員分野別グループ 資料 2

2012.11.9

分野別	番号	氏 名	所属団体等	
A 第1章 第2章 第6章	1	座長 小 野 弘	中標津町全町内会連合会	
	2	鎌 田 淳	中標津町民生委員・児童委員協議会	
	3	下 家 久 和	財団法人中標津町文化スポーツ振興財団	欠
	4	関 谷 彰 人	中標津町生涯学習委員会	欠
	5	西 根 辰 美	社会福祉法人中標津町社会福祉協議会	
	6	沖 津 哲 郎	教育部長	
	7	松 本 昭 彦	町立病院事務長	
	8	矢 本 正 信	町民生活部長	
		7ト 8 イ 9 - 酒 井 多加志	北海道教育大学釧路校教授	
		事務局 クマ 倉 夢 子	行政改革推進係兼協働推進係	
B 第3章 第4章 第5章	9	大 川 泰 洋	連合北海道中標津地区連合会	
	10	座長 栗 崎 勝 秀	中標津町安全で住みよいまちづくり推進協議会	
	11	今 野 慎 也	中標津町中小企業振興審議会	
	12	安 田 稔	中標津町農業委員会	
	13	西 村 雅 夫	経済部長	欠
	14	船 越 信 雄	建設水道部長	
	15	宮 川 睦	総務部長	
		7ト 8 イ 9 - 平 岡 俊 一	北海道教育大学釧路校講師	
		事務局 ア 部 隆 弘	行政改革推進係兼協働推進係長	

※ 5 0 音順

自治推進会議スケジュール

開催日	自治推進会議
平成24年 10月26日（金）	・委嘱状の発布・町長挨拶・参加者自己紹介 ・会議のルール提案、外部評価の概略説明、自治推進会議の役割について説明
11月 9日（金）	・会議ルール確認 ・外部評価の実施（施策別グループワーク） （※2グループ） ・外部評価のまとめ
平成25年 6月上旬（金）	・自治基本条例に基づく、取り組みの検証の概要説明 ・基本原則の検証
6月下旬（金）	・基本原則の検証（施策別グループワーク） （※2グループ） ・取りまとめ
10月上旬（金）	・外部評価の実施（施策別グループワーク） （※2グループ）
10月下旬（金）	・外部評価のまとめ
平成26年 6月上旬（金）	・基本原則の検証（施策別グループワーク） （※2グループ）
6月下旬（金）	・基本原則の検証取りまとめ
10月上旬（金）	・外部評価の実施（施策別グループワーク） （※2グループ）
10月下旬（金）	・外部評価のまとめ
平成27年 6月上旬（金）	・基本原則の検証（施策別グループワーク） （※2グループ）
6月下旬（金）	・基本原則の検証取りまとめ
10月上旬（金）	・外部評価の実施（施策別グループワーク） （※2グループ）
10月下旬（金）	・外部評価のまとめ